

## 国分寺市生活音等に係る隣人トラブルの防止及び調整に 関する条例の逐条解説

### （目的）

第1条 この条例は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る日常生活から発生する音（以下「生活音等」という。）に係る国分寺市内の隣人トラブルの防止及び調整を図ることにより、良好な生活環境を確保することを目的とする。

### 【解説】

東京都条例に定められている日常生活に適用する規制基準以下の音については、些細なトラブルから事件に発展するなど様々な諸問題が発生しています。

この条例は、そのような諸問題の拡大を未然に防止するため、トラブルに対する防止及び調整を図ることにより、市民が良好な生活環境を確保することを目的としています。

### （適用上の注意）

第2条 この条例の適用に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に制限してはならない。

### 【解説】

条例の性格上、日本国憲法に規定する基本的人権に配慮することを改めて規定したものです。

(他の法律，条例等の優先)

第3条 市長は，隣人トラブルの防止及び調整に当たって他の法律，条例等により防止及び調整を図ることができるときは，当該法律，条例等の適用による防止及び調整を優先するものとする。

**【解説】**

この条例によらないで他の法律，条例等（例えば東京都の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例など）によって防止及び調整ができるときには，それを優先することを規定しています。

(定義)

第4条 この条例において「迷惑行為」とは，生活音等の発生に際し当該生活音等を発生させる者及びその関係者（以下「対象者」という。）に対し，次の各号のいずれかに掲げる行為を反復して行うことをいう。ただし，第1号及び第2号に掲げる行為については，住居，勤務先，学校その他その通常所在する場所（以下この項において「住居等」という。）の平穩，身体の安全，若しくは名誉が害され，又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

- (1) つきまとい，待ち伏せし，進路に立ちふさがり，住居等の付近において見張りをし，又は住居等に押し掛けること。
- (2) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (3) 電話をかけて何も告げず，又は拒まれたにもかかわらず，連続して，電話をかけ若しくはインターネット等を利用して電子メール等送

信すること。

(4) 汚物，動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し，又はその知り得る状態に置くこと。

(5) その名誉を害する事項を告げ，又はその知り得る状態に置くこと。

(6) その他社会通念上受忍限度を超えると認められる行為をすること。

2 この条例において「隣人トラブル」とは，迷惑行為により対象者が良好な生活環境を確保することが困難な状態をいう。

### 【解説】

この条例における「迷惑行為」，「隣人トラブル」とは何かについて定義したものです。

#### < 第1項関係 >

「その関係者」とは，実際に生活音を発生させる者の家族，同居人等をいいます。

「反復して」とは，対象者が不快感を表したにも係わらず反復して何度も何度も行うことをいいます。

具体的にどのような行為が迷惑行為に当たるかを第1号から第6号まで規定しています。例えば，誹謗・中傷は第5号に，音を発することは第6号に規定されます。

#### < 第2項関係 >

隣人トラブルとはどのような状態のことを示しているのかを規定しています。

### ( 迷惑行為の禁止 )

第5条 何人も，迷惑行為をしてはならない。

### 【解説】

第4条第1項各号において規定している迷惑行為の禁止について規定しています。

(要請及び助言)

第6条 市長は、迷惑行為を受けていると認められる対象者から当該迷惑行為に係る隣人トラブルの解決を図るため、当該迷惑行為をしないよう要請してほしい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、迷惑行為をしていると認める行為者に対し、当該迷惑行為をしないよう要請を行うことができる。

2 市長は、迷惑行為を受けていると認められる対象者から当該迷惑行為に係る隣人トラブルの解決を図るため、助言を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、必要な助言をすることができる。

3 市長は、第1項の要請又は前項の助言を行うに当たっては、あらかじめ、第三者の意見を聴くものとする。

【解説】

<第1項，第2項関係>

迷惑行為の行為者への要請，迷惑行為の対象者への助言について定めた規定です。

<第3項関係>

要請又は助言を行うに当たっては，第三者（識見者，警察等）に意見を聴いたうえで行うことを規定しています。

(状況の確認)

第7条 市長は、前条の規定により要請及び助言をする際に、当該迷惑行為が第4条第1項に規定する迷惑行為と認めるときは、迷惑行為の行為者及び対象者に対し、必要な範囲内において質問するとともに、資料の提出を求めることができる。

【解説】

要請及び助言をする場合において、現状把握をするための情報収集が必要なときに、質問及び資料提出を求めることができることを規定したものです。

(関係機関との連携)

第8条 市長は、第6条第1項に規定する要請をした場合において、当該要請を受けた者が更に迷惑行為をしたと認めるときは、関係機関と連携して調整するものとする。

【解説】

要請を受けた者がその後も迷惑行為を続けた場合において、市は、関係機関（警察、裁判所等）に当該事実について連絡を行い、紛争の解決へ向けた橋渡しをすることを規定しています。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

【解説】

この条例に規定する事項の他、条例の施行に関して必要な事項は、別に定めることを規定しています。

## 附 則

この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

### 【解説】

条例の施行日を定めるものです。